

静岡県告示第112号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	下田南伊豆線	下田市六丁目481番の1から 下田市六丁目731番の2まで	前	6.6~10.4	56.8
			後	10.2~24.7	56.8
		下田市六丁目719番の1から 下田市六丁目718番の1まで	前	7.3~14.3	76.5
			後	10.7~26.6	76.5

=====

静岡県告示第113号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士公園 太郎坊線	裾野市須山 字浅木塚の内永峰白塚 2308番の5から	前	17.8~172.4	165.3
		裾野市須山 字浅木塚の内永峰白塚 2308番の5地先まで	後	11.7~141.0	165.3

=====

静岡県告示第114号

令和5年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	一色久沢線	富士市大淵字辻畑 2664番の13から	前	26.7～34.7	38.4
		富士市大淵字市十窪 2568番の10まで	後	26.7～43.0	38.4

=====

静岡県告示第115号

令和5年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	一色久沢線	富士市大淵字市十窪 2573番の3から	前	22.5～28.8	254.5
		富士市厚原字込野 1727番の11まで	後	23.5～34.8	254.5